法規的告示

○環境省告示第四十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号ロ及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月五日

環境大臣　笹川　博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
物質	係数	物質	係数
一　（略）		一　（略）	
(1)　（略）	（略）	(1)　（略）	（略）
(2)　N－アルキル－N・N・N－トリメチルアンモニウムクロリド（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇	(2)　（新設）	（新設）
(3)～(6)　（略）	（略）	(3)～(6)　（略）	（略）
(7)　塩化ジデシルジメチルアンモニウム	一、〇〇〇	(7)　（新設）	（新設）
(8)～(10)　（略）	（略）	(8)～(10)　（略）	（略）
(11)　ベンジルトルエン	二五、〇〇〇	(11)　（新設）	（新設）
二　（略）		二　（略）	
物質	係数	物質	係数
(1)～(14)　（略）	（略）	(1)～(14)　（略）	（略）
(15)　クロロメタンが付加されたアジピン酸、二・二′－（メチルイミノ）ビス（エタノール）及びジ－（九Ｚ）－九－オクタデセン酸エステルの重合体のジエチレングリコールブチルエーテル溶液	一〇	(15)～(25)　（新設）	（新設）
		(26)～(32)　（略）	（略）
		(33)～(50)　（新設）	（新設）
		(51)～(54)　（略）	（略）
三　（略）		三　（略）	
物質	係数	物質	係数
(1)～(5)　（略）	（略）	(1)～(5)　（略）	（略）
(6)　ジアルキルアミノホスホン酸溶液（濃度が四十五重量パーセント以上五十五重量パーセント以下のものに限る。）	○	(6)～(12)　（新設）	（新設）
(7)～(13)　（略）	（略）	(13)～(17)　（略）	（略）
(14)　ホスフィン酸	○		
(15)　ポリアクリル酸溶液（濃度が四十八重量パーセント以下のものに限る。）	○		
(16)　ポリアスパラギン酸アミン	○		
(17)～(21)　（略）	（略）		
(16)～(26)　（略）	（略）	(15)～(25)　（略）	（略）
(27)　テトラキス（ヒドロキシメチル）ホスホニウム硫酸塩	一〇〇	(26)　（新設）	（新設）
(28)～(34)　（略）	（略）	(27)～(33)　（略）	（略）
(35)　ブラウングリース	一〇〇	(34)　（新設）	（新設）
(36)　プロピレンオキシドを含むポリエチレンイミン（濃度が七十八重量パーセントのジエチレングリコールモノエチルエーテル溶液に限る。）	二五	(35)～(43)　（新設）	（新設）
(37)～(54)　（略）	（略）	(44)～(47)　（略）	（略）
三　（略）		三　（略）	

その他告示

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月五日

農林水産大臣　築　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児市室原字一色二七五・二七六の一・二七七の一から二七七の三まで・二七八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二七六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）